

議案第2号

福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定より、平成29年6月1日から若狭広域行政事務組合を加入させ、福井県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成29年4月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

福井県市町総合事務組合に若狭広域行政事務組合を加入させることに伴い、福井県総合事務組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出する。

福井県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

福井県市町総合事務組合同規約（平成19年福井県指令市第9号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり変更する。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第一（第二条関係）            福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町 公立小浜病院組合 越前三国競艇企業団 芦原温泉上水道財産区水道事業 小浜市加斗財産区 美浜・三方環境衛生組合 嶺北消防組合 鯖江・丹生消防組合 福井坂井地区広域市町村圏事務組合 南越消防組合 若狭消防組合 敦賀美方消防組合 大野勝山地区広域行政事務組合 南越清掃組合 勝山・永平寺衛生管理組合 五領川公共下水道事務組合 鯖江広域衛生施設組合 福井県丹南広域組合 福井県自治会館組合 嶺南広域行政組合 公立丹南病院組合 坂井地区広域連合 こしの国広域事務組合 福井県後期高齢者医療広域連合</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第一（第二条関係）            福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町 公立小浜病院組合 越前三国競艇企業団 芦原温泉上水道財産区水道事業 小浜市加斗財産区 美浜・三方環境衛生組合 嶺北消防組合 鯖江・丹生消防組合 福井坂井地区広域市町村圏事務組合 南越消防組合 若狭消防組合 敦賀美方消防組合 大野勝山地区広域行政事務組合 南越清掃組合 勝山・永平寺衛生管理組合 五領川公共下水道事務組合 鯖江広域衛生施設組合 福井県丹南広域組合 福井県自治会館組合 嶺南広域行政組合 公立丹南病院組合 坂井地区広域連合 こしの国広域事務組合 福井県後期高齢者医療広域連合 <b>若狭広域行政事務組合</b></p>

附 則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。